

伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 4 号

伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「日額」の次に「又は半日額」を加える。

別表第 1 選挙長の項中「1 0 , 8 0 0 円」を「1 2 , 2 0 0 円」に改め、同表選挙立会人の項中「8 , 9 0 0 円」を「1 0 , 1 0 0 円」に改め、同表投票管理者の項中「1 2 , 8 0 0 円」を「1 4 , 5 0 0 円」に改め、同表開票管理者の項中「1 0 , 8 0 0 円」を「1 2 , 2 0 0 円」に改め、同表中

「

投票立会人	日額	1 0 , 9 0 0 円
-------	----	---------------

を

」

「

投票立会人	日額	1 2 , 4 0 0 円
	半日額	6 , 2 0 0 円

に

」

改め、同表開票立会人の項中「8 , 9 0 0 円」を「1 0 , 1 0 0 円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 投票立会人の報酬については、日額は投票に立ち会った時間が投票時間（選挙の投票所を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの時間をいう。以下同じ。）の 2 分の 1 を超える場合に、半日額は投票に立ち会った時間が投票時間の 2 分の 1 以下の場合に支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 5 号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 1 8 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 3 4 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を

受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 4 条の 2、第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書、第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定
令和 8 年 1 月 1 日

(2) 附則第 1 6 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定
令和 8 年 4 月 1 日

(3) 第 1 8 条及び第 1 8 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の伊勢崎市市税条例（以下「新条例」という。）

第 1 8 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達

について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の伊勢崎市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市

たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間に、伊勢崎市市税条例第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 伊勢崎市市税条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

伊勢崎市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 6 号

伊勢崎市立学校設置条例の一部を改正する条例

伊勢崎市立学校設置条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の部伊勢崎市立三郷幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市臨海学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

伊勢崎市条例第 27 号

伊勢崎市臨海学校条例の一部を改正する条例

伊勢崎市臨海学校条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第 3 条 伊勢崎市臨海学校（以下「臨海学校」という。）の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定管理者にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者は、臨海学校の管理の業務を行うに当たっては、関係法令、条例及びこの条例を遵守するとともに、臨海学校の設置目的に従い最も効果的な管理運営に努め、臨海学校を利用する者に対し良質なサービスを提供しなければならない。

（指定管理者の指定の手続等）

第 4 条 指定管理者を指定する手続等については、伊勢崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 58 号）の規定による。

第 18 条を第 21 条とする。

第 17 条中「利用者又は入場者が」を削り、「ときは、利用者は」を「者は」に改め、同条を第 20 条とする。

第 16 条中「第 10 条」を「第 12 条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、指定管理者において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

第 16 条を第 19 条とする。

第 15 条の見出しを「(費用負担)」に改め、同条中「臨海学校が」を「指定管理者が」に改め、「定める」の次に「額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする」を加え、同条を第 18 条とする。

第 1 2 条から第 1 4 条までを削り、第 1 1 条の次に次の 4 条を加える。

(利用料金の納付)

第 1 4 条 利用者は、利用の許可を受けたときは、利用許可と同時に指定管理者に臨海学校の利用料金（法第 2 4 4 条の 2 第 8 項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第 1 5 条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第 1 6 条 指定管理者は、教育委員会規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第 1 7 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

第 1 1 条の見出し中「入館」を「入所」に改め、同条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「入校」を「入所」に、「退校」を「退所」に改め、同条を第 1 3 条とする。

第 1 0 条第 1 項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 利用料金を納期限までに納付しないとき。

第 1 0 条第 2 項中「前項の」を「前項に規定する」に、「市」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 9 条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 1 条とし、第 8 条を第 1 0 条とする。

第 7 条第 1 項中「臨海学校の」を削り、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項中「

教育委員会」を「指定管理者」に改め、「第 1 項の」の次に「規定による」を加え、同条を第 9 条とする。

第 6 条の見出し中「利用期間」を「利用時間」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

臨海学校の利用時間及び利用期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用時間及び利用期間とし、宿泊利用に限る。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

第 6 条中「宿泊利用」を削り、同条第 1 号中「入校日」を「入所日」に、「退校日」を「退所日」に改め、同条第 2 号中「一般」を「一般利用」に、「入校日」を「入所日」に、「退校日」を「退所日」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条の見出し中「開設期間」を「開所期間」に改め、同条中「臨海学校の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の開設期間」を「施設等の開所期間」に、「5 月 1 日から 10 月 31 日まで」を「4 月 1 日から 11 月 30 日まで」に改め、同条ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「ときは、」の次に「教育委員会の承認を得て、」を加え、同条を第 7 条とし、第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 臨海学校の利用の許可に関する業務
- (2) 臨海学校の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 宿泊に伴うサービス及び学校行事における給食の提供に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、臨海学校の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の管理の期間）

第 6 条 指定管理者が臨海学校の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当該日）から起算して 5 年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

別表中「第 12 条関係」を「第 14 条関係」に、「使用料」を「利用料金」

に改め、同表備考第 3 項を同表備考第 4 項とし、同表備考第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 本市の区域内に住所を有しない者が一般利用する場合は、利用する区分の利用料金に 1 0 0 分の 3 0 を加算した額とする。この場合において、1 0 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第 4 条の規定による指定管理者の指定の手続等の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 8 号

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例（平成 2 4 年伊勢崎市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 5 条第 1 3 項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 9 号

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
2 6 年伊勢崎市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」とい
う。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」
に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項各号列記以
外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連
携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に
定めるものをいう。

第 7 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」
に、「第 2 8 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又
は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」
という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、
同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第
2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、
次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割
の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにする
ための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のた

めに必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第30号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年伊勢崎市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２３条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第３７条第１項中「第４２条第３項第１号」を「第４２条第３項」に改める。

第４２条第１項中「第５項」を「第７項」に改め、同項第１号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第３号中「第４項第１号」を「第６項第１号」に改め、同条中第９項を第１１項とし、第４項から第８項までを２項ずつ繰り下げ、第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

第４２条第３項第１号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく

困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市営住宅設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第31号

伊勢崎市営住宅設置条例の一部を改正する条例

伊勢崎市営住宅設置条例（平成１７年伊勢崎市条例第１６９号）の一部を次のように改正する。

別表第１伊勢崎市三光住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。